

「教育を受ける権利（教育基本法改正を含む）」に関する意見

（岡村遼司）

はじめに～人権問題の新しい展開～

人権の根拠はなにか、という論点を私はとりません。仮にこれを人権の基礎づけ論というならば、もはやそれは過去の遺物、あるいは誤謬であることが証明済みのものだと考えるからです。第一に、その根拠は「自然法」(natural law)だといわれてきました。乱暴ない方をすれば、その時代・社会の「自然状態」を規定していた不文律だとされたものです。フランスの人権宣言やアメリカの独立宣言がその好例です()。第二に、「自然法」とは少し意味合いはちがいますが、人権を基礎づけるために人間の「道徳性」(morality)を要請することが行われました(カントはその代表者です。「人間は理性的動物である」)()。

自然権としての「人権」は、特定の「人間」(man)にしか賦与されなかった。

道徳(理性)には強制力はなく、結局、問題は社会(政治)的権力に左右された。

今や、特権としての「人権」から権利としての「人権」へと多くの人びとの認識が深まったということです。自然権などという特別の権利があるのではなく、「それにふさわしい価値を獲得することによって、権利は初めて生まれる(normalis oblige)」、そのような義務をともなう権利があるだけだという、あたりまえの「人権論」が受け入れられるようになったのではないかと。ここで私は、権利というものは特権とは異なって、万人に認められることにこそ意義があるのだという、ごく常識的な立場をとりたいと思います。

[] 拡大・深化する人権の輪

人権の輪は外部(上部)に向かって確実に広がってきました。いわば、同心円(地層)的な広がり(上昇)です。政治的原理(民主主義)が国家主権から国(人)民主権へと展開したことによりますが、それは国家と国民の新たな関係を求めることにもなりました。

第一世代の人権 国家権力から拘束を受けない自由。政治的かつ市民的権利。

(* 国家権力に対する基本的人権の保障の要請 = 国民の人権の保障こそが国家存立の目的)

第二世代の人権 生存のための自由。社会的・文化的あるいは経済的な権利。

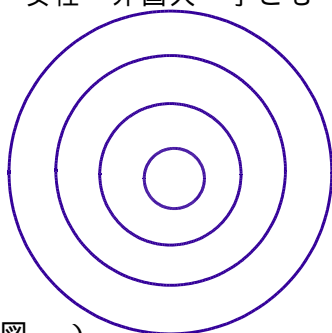
(* 福祉国家として、国民の「社会権」を保障するのは国家の責任)

第三世代の人権 私人間相互関係における社会的権力から守られるべき人権。

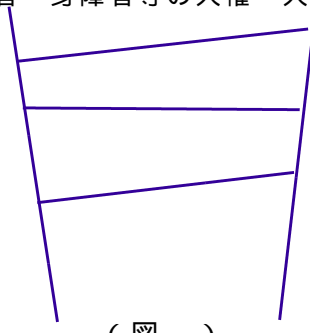
(* 国家権力と同様に、企業などの「社会的権力」も人権侵害の主体となりうる)

第四世代の人権 環境権や知る権利、平和の権利など。加えて、人間平等への願望。

(* 女性・外国人・子ども・高齢者・身障者等の人権 人間平等の感覚(感情)の覚醒)



(図)



(図)

(あたかも、同心円のように、あるいは地層のように、「人権文化」は広がり(蓄積)をみせてきたといえるのではないのでしょうか。それはまた、「国民」から「市民」への「個」の拠点の移動ではないかと思う) 国民から出発し、かつ個人に立脚した「市民的権利」をも考慮すべき「人権文化」の中で、「基本的人権」を考えたい。

[] 「**基本的人権**」の地位～「教育を受ける権利」を一例として～

(1) 憲法第二六条「教育を受ける権利」の課題はなんであったか

教育における(あるいは教育による)民主主義の創造・確立であったことはたしかです。敗戦時までの学校教育の実態をみれば、教育によってあからさまな選別(学校体系の複線化)が企図されていまして、「教育を受ける権利」は「基本的人権」ではなく、いわば特権化していたからです。それはまた、主権在民の憲法上の担保でもあったといえます。

(憲法第一一条(基本的人権の享有)「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、...現在及び将来の**国民に与えられる**」)

「教育に関し、憲法に謳ってよいような事項を謳うこと」(教育刷新委員会)の前段階として、憲法第二六条(教育を受ける権利)がありました。

《教育立法の法律主義は、**直接の根拠を憲法第二六条に置いている**。そこには「国民の教育を受ける権利」と「普通教育を受けさせる義務」が、「法律の定めるところにより」と規定されているのである。つまりは教育の権利・義務や教育制度の理念や制度の大綱は法律が定めることを示したものであり、このような**憲法上の要請に基づいて教育基本法は制定されたのである**》(同上)

このような要請を受けて制定された教育基本法は、少なくとも教育の民主化、義務教育の普及徹底(教育の機会均等の達成)という観点(価値の実現)では、実に大きな意味をもっていたといえます。ただし、次のことはだれもが指摘しています。「教育を受ける機会の均等(平等)」と「教育を受けた結果の不均等(不平等)」という問題。「子どもの学習権」の実践的な保障です。これは、今なお残されています。教育の実践面での課題ですね。

(2) 基本的人権としての「ひとしく教育を受ける権利」の二つの課題

) 基本的人権の性格(とっていいと思うのですが)をわかりやすく考えるために、第二五条(生存権)と第二六条の条文に表された「権利(行使)」観を比較・検討してみます。

第二五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の**生活を営む権利**を有する」

第二六条「すべて国民は、...その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する」

「営む」と「受ける」では、印象がちがうだけではなく、権利を行使する方法というか、行使の姿勢がまるで異なるのではないかと。いわば、積極的行使と消極的行使といえいいでしょうか。「作る(授ける)」と「与えられる(受ける)」の差です。(「それにふさわしい価値を獲得することによって、権利は初めて生まれる(normalis oblige)」「教育を受ける権利」を行使しているから、学校では子どもたちは受け身になってしまうのでしょうか。

) 「ひとしく教育を受ける権利」と「ひとしい教育を受ける権利」

第二六条の英文の草稿は次のような条文でした。これもまた、小さくない問題です。

People have a right to receive an equal education correspondent to their ability.

「ひとつの同じ教育を受ける権利 子どもはそれぞれの能力、それぞれの資質、それぞれの境涯、みなちがったものを持っているわけです。そのちがったものに対して、ちがった教育を与えるのではなくて、そのすべてに対して平等の教育(an equal education)を与えることを約束しているわけです」このように、二六条をとらえようとする人もいます。

[] **基本的人権の意味**～なぜ人権を擁護するのか？～

- (1) きりのない経済的な富や効率の追求が国家（国民）にとって願わしいことだとしても、人権はそういった一方向に偏った生活（生き方）に再考を促すだろう。
- (2) とかくみんなが同じであることを強制しがちな社会集団のくびきを離れて、人権は自分にふさわしい生活感覚（生き方の流儀）を個々人に与えてくれるだろう。
- (3) 全員の利害や目的が完全に一致することが考えられない以上、「あらゆる個々人が平等に尊重されるべきだとすれば、個々人は権利侵害や権利剥奪から公的に保護され、また、基礎的資源の分配、社会生活に関する法や規則の施行に際しての不公正や専断からも公的に保護される必要がある」(Steven Lukes)
- (4) 人権を尊重するとは、個人の生活を人間にふさわしいものにするあらゆる活動を尊重する（迫害しない）ことだと思う。だから、人権が社会権・生活権・環境権とでもいうべき広がり（蓄積）をもつにいたるのは自然なことではないだろうか。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第一四条)

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(第一二条)

個々人がひとしく尊重されること（何よりもそれを願うのです）があるなら、それは人権という価値（例えば、「教育を営む」権利）を獲得することによってだろうと思うんですね。

おわりに

教育の方針は憲法に由来します。教育刷新委員会の見解（「憲法上の要請に基づいて教育基本法は制定されたのである」）は、今でも有効であり尊重される必要があるのではないかと。周知の事実ですが、56年2月、鳩山内閣時代に臨時教育制度審議会設置法案が出されました。（「現行の教育制度は占領下という特異な情勢のもとに行われ、わが国の実情に即しない点もありますので、教育制度の改正が慎重を期すべきことは当然であるが、次代の国民の育成に重要な影響を与えるものでありますから、**できるだけ早く改正したいと思ひまして、憲法改正を待たずに提出**したわけであります」）この前例は生かされてこなかったと、私は判断しています。

ここに、私の立場を明らかにしておきます。「教育基本法の改正、絶対反対」という姿勢はとらない。新しい時代・世紀に「ふさわしい在り方」を求めることは当然だと思うからです。しかし、現行憲法の核心部分である「基本的人権」を、いわば再定義する以前に、基本法にはこれが足りないあれも足りない、だから足りない点を加えて改正するのだというのでは、教育基本法（根本法）の性格をいびつなものに変形させてしまうことになる。

憲法も教育基本法もけっして「不磨の大典」ではないし、変えなければならない諸点があると認識しています。「基本的人権」に関しては、その感を強くもっています。憲法調査会は「概ね5年程度を目途」として調査にあたられています。願わくば、中教審においても、本調査会と連繫を密にして、基本事項を調査し、かつ国民衆知のなかで論議を重ねられることをつよく要望したいと思います。そこから、さらに誇るに足る憲法および基本法が構想されることを祈願しています。一人の国民として微力を尽くしたいと存じます。